

要 項		質 疑	回 答																														
P1 1 事業検討パートナー候補者募集の目的	公募等	Q 「将来的に本事業の業務代行者となつていただくことを前提」と記載がございますが、業務代行者の選定にあたつて公募等は行わないという認識でよろしいでしょうか。	A 業務代行者の選定にあたつては公募等を行わず、地権者の合意形成により決定することを予定しています。従つて、事業検討パートナーの事業提案に対し合意形成が図られ、土地区画整理準備組合が設立された際に、事業検討パートナーが業務代行予定者となり、土地区画整理組合設立に向けた取組を進めていくことを想定しております。																														
P1 2 本事業の経過	地中障害物	Q 地中障害物について、本地区においても同様の基準等があるかご教示願います。	A 北部地区における地中障害物に関する基準等はありません。																														
	第一整備地区	Q 第一整備地区の事業計画を開示頂くことは可能でしょうか。	A 第一整備地区土地区画整理事業において認可された事業計画については縦覧ができますので、相模原市都市建設局まちづくり推進部麻溝台・新磯野地区整備事務所へお尋ねください。																														
		Q 第一整備地区的土地利用計画図、排水計画（雨水、汚水）、給水計画、無電柱化計画（電線共同溝含む）等、接続地区として検討するため必要な資料等ご教示ください。	A 相模原市都市建設局まちづくり推進部麻溝台・新磯野地区整備事務所へお尋ねください。なお、現計画については令和6年度に変更を予定しています。																														
P4 (2) 北部地区の状況	地権者	Q 第一整備地区では、産業廃棄物含む残土の取り扱いとしてすべて産業廃棄物として処分されるようですが、ふるい分けして一定の基準をみたした建設発生土も産業廃棄物として本地区も同様に取り扱う必要があるという認識でしょうか。それとも一定の基準等を組合として規定し建設発生土として取り扱うことは可能でしょうか。	A 第一整備地区と同じ扱いをする必要はありません。関連する法令に基づき、取扱方針等を整理し、適切な処理方法を御提案ください。																														
		Q 地権者数約315人とありますが、所有権者・借地権者の区分をご教示ください。また整備対象外の範囲の権利者は含まれていないという認識でよろしいでしょうか？	A 地権者数約315人については、令和5年4月時点での区域内の各筆の土地登記事項証明書に記載の所有権者数を基本としています。なお、その時点では借地権の設定はありませんでした。ただし、登記がされていない賃借権が設定されている可能性があります。なお、建物所有者については把握しておりません。																														
		Q 対象地における賃借人（未登記含む）の数をご教示ください。																															
		Q 地権者数の他、地区内の借地権者数を把握されればご教示願います。																															
		Q 地権者数約315名の内訳をご教示いただけますでしょうか。（土地所有権者、建物所有者、借地権者等）また、対象地が清掃工場の南北に分断されていますが、それぞれの地権者の内訳をご教示いただけますでしょうか。	A 現時点で把握している土地所有者数は、南清掃工場より北側が102名、南側が217名となっています。なお、北側と南側の両区域において土地を所有する者がいるため、各地権者の合計は北部地区的地権者数と異なっています。																														
		Q 地権者数約315名とございますが、所有権者ののみの人数でしょうか。権利者に含まれる借地権者を含めた地権者数の開示は可能でしょうか。また、エリアが2つに分断されておりますが、地権者数約315名の内訳はございますでしょうか。																															
		Q 権利者が特定できない土地または連絡がつかない権利者はいるかご教示ください。	A 令和5年9月19日時点で、郵送が不着となっている所有権者はおりません。																														
P4 (2) 北部地区の状況	土地の筆数・面積	Q 現状の土地の種目別筆数・面積をご教示ください。	<p>A 令和5年4月時点の土地登記事項証明書における区域内の各筆の現状は以下のとおりです。なお、整備対象外の市街化区域（約11.5ha）は除いています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登記地目</th> <th>筆数</th> <th>地積 (m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>畠</td> <td>273</td> <td>127,965</td> </tr> <tr> <td>雑種地</td> <td>195</td> <td>104,185</td> </tr> <tr> <td>公衆用道路</td> <td>103</td> <td>38,788</td> </tr> <tr> <td>宅地</td> <td>109</td> <td>32,284</td> </tr> <tr> <td>用悪水路</td> <td>16</td> <td>11,009</td> </tr> <tr> <td>水道用地</td> <td>55</td> <td>5,881</td> </tr> <tr> <td>山林</td> <td>22</td> <td>5,824</td> </tr> <tr> <td>原野</td> <td>22</td> <td>4,403</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>795</td> <td>330,339</td> </tr> </tbody> </table>	登記地目	筆数	地積 (m ²)	畠	273	127,965	雑種地	195	104,185	公衆用道路	103	38,788	宅地	109	32,284	用悪水路	16	11,009	水道用地	55	5,881	山林	22	5,824	原野	22	4,403	合計	795	330,339
登記地目	筆数	地積 (m ²)																															
畠	273	127,965																															
雑種地	195	104,185																															
公衆用道路	103	38,788																															
宅地	109	32,284																															
用悪水路	16	11,009																															
水道用地	55	5,881																															
山林	22	5,824																															
原野	22	4,403																															
合計	795	330,339																															

P4 (2) 北部地区の状況	地中障害物	Q 本地区において過去実施した地中埋設物・汚染土壌に関する調査の他、全ての資料をご開示願います。	A 相模原市都市建設局まちづくり推進部麻溝台・新磯野地区整備事務所へお尋ねください。
		Q 市側で想定されている地中埋設物調査時期がございましたらご教示ください。	A 特に想定していないと承知しています。
	環境アセスメント調査	Q 複数の土地区画整理組合を設立した場合、近郊緑地保全区域を含まない事業は環境アセスメント調査の対象となるかご教示願います。	A 近郊緑地保全区域を含まない地域においては、事業区域の面積が40ha以上の事業について相模原市環境影響評価条例による環境アセスメント調査の対象となることから、北部地区においては、近郊緑地保全区域を含まない場合は所定の事業区域面積未満となり、調査の対象外となります。
		Q 2つの組合、地区になった場合、首都圏近郊緑地保全区域外の地区は環境アセスメント対象外という認識でよろしいでしょうか。	
		Q 対象地を環境アセスメントとして調査した場合、市で把握されている保護すべき動植物の存在はございますでしょうか。	A 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種に指定されたオオタカについて、環境省レッドリストにおいて絶滅のおそれがあるとされるカテゴリーから外れ、国内希少野生動植物種から解除されました。神奈川県及び相模原市において、オオタカ保護の指導指針等があります。環境アセスメント調査の有無に関わらず、神奈川県自然環境保全課及び相模原市水みどり環境課へお尋ねください。
	道路	Q 対象地内に計画される都市計画道路である村富相武台線、相模原町田線、麻溝台新磯野中通り線ですが、事業決定しているものはございますでしょうか。また、計画決定でも来期に事業決定予定のものはございますでしょうか。	A (都) 村富相武台線及び(都)相模原町田線については、都市計画決定のみで事業認可はされておりませんが、今回、御提案いただく土地区画整理事業の事業計画に含めてください。なお、整備水準については別途関係機関との協議により決定することを御承知おきください。
		Q 都市計画道路麻溝台新磯野中通り線は、P4に記載の通り第一整備地区内で整備予定とのことです。北部地区内での計画は無くす予定という理解で宜しいでしょうか。継続予定の場合、道路幅員もご教示ください。	また、(都)麻溝台新磯野中通り線については、現在、第一整備地区土地区画整理事業において見直し案を検討中であり、起終点が変更となり、第一整備地区の事業区域内での計画となると承知しています。
		Q 現状の県道52号線で北部地区的北側先端に接道している部分は、都市計画道路相模原町田線の供用開始後に廃道されるかと存じますが、公共減歩に伴い、北部地区的施工区域に含まれますでしょうか。	A 現状の県道52号線の北部地区的北側先端に接している部分につきましては、廃道されるか否かは相模原市の交差点改良事業との調整によります。御提案いただく事業区域には当該部分を含んでいただけようお願いいたします。
	存置前提の構造物	Q 先行している市施行の区画整理がございますが、こちらの影響を受ける可能性があればご教示ください。	A (都) 麻溝台新磯野中通り線については、現在、第一整備地区土地区画整理事業において見直し案を検討中であり、起終点が変更となり、第一整備地区の事業区域内での計画となると承知しています。また、さがみの仲よし小道については見直し案において移設が計画されているため、再配置の検討にあたりましては、第一整備地区土地区画整理事業の事業計画を御確認ください。
		Q 区画整理内において大街区の形成を考えており、可能な限り道路の廃道も含めて土地利用計画を検討していきたい為、現時点で廃道が難しい道路があればご教示ください。	A 都市計画道路以外は特にありません。なお、さがみの仲よし小道と横浜水道道緑道があり、移設の可否については関係機関との協議によります。
		Q 環境上またはその他法令に基づき保全すべき範囲や施設の存在、現時点で存置が前提となっている構造物等があればご教示願います。	
P5 (2) イ土地利用方針(案)及び土地利用方針図(案)	既存住居	Q 今回対象の北部地区全域は、産業系ゾーンを配置し住居系土地利用は配置できないという認識でしょうか。	A 募集要項(P.5)に記載の土地利用方針(案)及び土地利用方針図(案)のとおり、当該地区は産業系土地利用を想定しているため、住宅等の建築は地区計画にて制限されるものとして計画してください。ただし、既存住宅地の面積12,800㎡を上限と想定して、現在、区域内に居住している方を対象とした住宅等の建築が可能な区域を設定し提案することは可能です。その際は、当該区域を道路で区画するように設定してください。なお、上記の内容を条件とする旨については相模原市都市建設局まちづくり推進部都市計画課に確認しております。
		Q 既存住宅は地区外への移転が前提となるのかご教示願います。	

P6 ウ建物用途の概要	土地利用現況図	<p>Q 建物だけでなく、土地利用として資材置き場等として利用している等わかる資料があればご教示ください。</p> <p>Q 対象地の現況利用について知りたいのですが何か開示可能な資料はございますでしょうか。</p> <p>Q 対象地は、過去の航空写真を確認する限りは農地利用をされてきましたが、現況のような利用形態になってきた経緯についてご教示ください。</p>	A 別紙1（土地利用現況図）を御確認ください。
	建物用途	<p>Q 建物用途概要の詳細図（拡大図）があればご教示ください。</p>	A 別紙2（建物用途別現況図）を御確認ください。
P6 4（1）事業検討パートナーの役割	覚書	<p>Q 事業検討パートナー候補者として選定後には研究会役員会と土地区画整理準備委員会等の設立に関する覚書を締結とありますが、覚書の案等あればご教示ください。</p>	A 別紙3（覚書（素案））を御確認ください。選定後、双方で内容について協議いたします。
	役割	<p>Q 事業検討パートナーとは業務代行予定者と読み替えてよろしいでしょうか。</p>	A 事業検討パートナーの事業提案に対し合意形成が図られ、土地区画整理準備組合が設立された際に、事業検討パートナーが業務代行予定者となり、土地区画整理組合設立に向けた取組を進めていくことを想定しております。
	賛同調査	<p>Q 事業検討化パートナーが行う「賛同調査」の内容についてご教示ください。</p> <p>Q 「合意形成が図られた後に」と記載がございますが、具体的にどのような状況を合意形成が図られたと捉えるのかお考えをご教示願います。</p> <p>Q 事業検討化パートナーが行う事になっている『賛同調査』とは具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。またどこまでの賛同を得る事で合意形成が図られたと判断されるのでしょうか。</p>	A 事業検討パートナー候補者として、北部地区の地権者約315人に対し、事業提案への賛同の可否について調査いただきます。この賛同調査において、研究会会員の2／3以上の同意率を満たした場合に、事業検討パートナーとなっていただくことを予定しています。
		<p>Q まちづくり研究会だより第20号では「事業方針等に関する意向調査」として、賛同調査を約3ヶ月見込まれていますが、その期間内に合意形成がはかられなかった場合は、合意形成の期間を延長することは可能でしょうか。</p>	A 賛同調査を約3ヶ月としているのはおよそその目標期間であり、合意形成の期間をあらかじめ定めて覚書を締結するわけではありません。
	地権者組織	<p>Q 令和7年12月に予定されている第8回線引き見直しにあたり、『賛同調査』が重要になってくるかと思います。事業検討パートナー候補者が行うこととなっておりますが、市側のご協力を得られる点はございますでしょうか。</p>	A まちづくり研究会役員会や市と連携し取り組んでいただくことを予定しています。
		<p>Q 対象地は現在も特定保留に指定されていますが、この時の『賛同調査』はどのように行われたのかご教示ください。</p>	A 当時の地権者組織により書面による賛同調査が行われました。
		<p>Q 現在の特定保留が指定された際の資料を開示頂く事は可能でしょうか。</p>	A 都市計画に関する資料については相模原市都市建設局まちづくり推進部都市計画課へお尋ねください。
		<p>Q 「土地区画整理準備委員会等」と「土地区画整理準備組合」の設立について、いずれの組織も対象地の地権者の総意により発足するお考えでしょうか。有志の地権者で組織することも想定されていますでしょうか。</p> <p>Q 土地区画整理準備委員会、土地区画整理準備組合の違いは何でしょうか。また、それぞれが設立されるタイミング・条件についてご教示願います。</p>	<p>A 事業区域の土地所有者又は借地権者の2／3以上の同意により発足されるものと考えます。</p> <p>A 事業検討パートナー候補者の事業提案に対し合意形成が図られ土地区画整理準備委員会等が設立された際に、事業検討パートナー候補者が事業検討パートナーとなることを予定しております。土地区画整理準備委員会等と事業検討パートナーは協力し、市に対する技術的援助の申請や組織づくり（会則作成、役員選任、活動方針作成等）、事業計画（案）の検討などを行います。</p> <p>なお、事業検討パートナーと事業化に向けたより具体的な検討を進め、事業計画（素案）に対する合意形成（土地所有者又は借地権者の2／3以上の同意）が図られ土地区画整理準備組合を設立した際に、事業検討パートナーが業務代行予定者となることを予定しています。その後、土地区画整理準備組合と業務代行予定者は協力し、権利者の希望調査や事業計画の作成、土地区画整理組合設立に向けた地権者合意の取得を行います。</p>

P6 4（2）業務内容	財政的支援	<p>Q 土地区画整理事業に必要な技術的支援及び財政的支援とあります、財政的支援とは具体的にどのような内容を想定されているかご教示ください。また現時点で研究会が負担している資金等あるかご教示ください。</p>	<p>A 財政的支援につきましては、麻溝台・新磯野北部地区における事業化に向けた検討に要する費用の負担であり、土地区画整理事業組合設立認可までに要する費用で、資料作成費用や地権者対応による事務費などを想定しています。また、研究会及び役員会が負担している資金はありません。</p>
		<p>Q 環境アセスメント調査費用等、組合設立前における市の費用負担をどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>A 相模原市土地区画整理事業助成規則に基づく支援の決定がされた場合、技術的援助や認可に必要な図書の作成、補助金の交付を想定しています。</p>
P7 4（3）業務期間	業務期間	<p>Q 事業検討パートナーとしての業務期間は、事業検討パートナー候補者として覚書の締結から土地区画整理事業の完了までを前提とするとありますが、準備委員会設立後、業務代行予定者と覚書を締結するまでという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>A 事業検討パートナーとしての業務期間は土地区画整理事業準備組合が設立され、業務代行予定者となるまでの間となります、土地区画整理事業組合設立後は業務代行者となっていただくことを前提としているため、土地区画整理事業の完了までを業務期間と想定し記載しています。</p>
		<p>Q 今回の事業検討パートナーとして選定されたのち、やむを得ない事情等発生した場合は、協議を行い辞退することは可能という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>A 覚書等において、解除要件を整理するものと考えております。</p>
P7 5（2）主催者及び事務局	役員	<p>Q 現時点の研究会の役員は何名になられますでしょうか、役員はすべて対象地の地権者になりますでしょうか、またこの役員が選定された経緯についてご教示ください。</p> <p>Q 研究会の役員はすべて対象地の地権者になりますでしょうか。</p>	<p>A 麻溝台・新磯野北部地区まちづくり研究会会則では、会員から役員を10名選出することとしていますが、現時点では8名選出しています。会則第2条のとおり「土地を所有する者を会員」とし、役員は会員から選出していますが、現状、土地の所有者に加え、所有者から委任を受けた者で構成されています。</p>
P7 5（3）応募条件	立替え	<p>Q 段階的に北部地区（北部）北部地区（南部）と段階的別事業として計画してもよいという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>A 段階的に計画することは可能です。ただし、第8回線引き見直しの目標年次までに市街化区域へ編入することが前提です。</p>
		<p>Q 業務代行予定者として立替を行うことは想定していますが、今回の事業検討パートナーとしての応募条件として組合設立まで条件とするという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>A 事業検討パートナー候補者として選定後から、必要な費用については負担（立替え）いただき、将来的に業務代行者となっていただくことを前提としているため、このような記載となっています。</p>
		<p>Q ウ、事業化検討パートナー（場合により業務代行予定者）が組合設立までに立替えた費用は、組合設立に至った際に組合と協議して認められたものについて、組合の収入が確保された時点で組合が事業化検討パートナーに支払う理解でよろしいでしょうか。また、要項7頁工、地中障害物に関する調査や処理等に要する費用についても上記と同様に組合事業費に算入する理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>A 応募条件ウの土地区画整理事業組合設立までに立替えた費用については、事業費に算入し、土地区画整理事業の負担とすることが可能です。</p> <p>応募条件エの地中障害物に関する調査や処理等に要する費用については、事業費に含めることは可能ですが、必要な経費の財源を保留地処分金などの地権者負担としないことが条件となります。</p>
		<p>Q 「土地区画整理事業組合設立までに要した費用を負担（立替え）」と記載がございますが、事業検討パートナー候補者及び事業検討パートナーが行った業務は全て事業費に算入されるという認識でよろしいでしょうか。</p>	
		<p>Q 「地中障害物が埋設されていることが確認された土地の地権者に負担を求めることがあります」と記載がございますが、こちらの地中障害物の対応に関する費用は事業費に算入し、個別の地権者へは負担を求めるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	
		<p>Q 条件エは、事業検討パートナー・業務代行者は地中障害物調査・処理費用を土地区画整理事業の総事業費・資金計画の中で見込みなさい、という意味でしょうか。或いは総事業費にも見込みますに事業検討パートナー・業務代行者が自己負担するという意味でしょうか。</p>	
		<p>Q 事業検討パートナー・業務代行者は地中障害物調査・処理費用を土地区画整理事業の当初総事業費・資金計画の中で見込む場合、本提案後に調査・処理を行った際に想定より費用が上振れる場合があると考えられますが、地権者には事業計画変更等による追加の負担を求める事業者が全て負担することを想定されていますでしょうか。</p>	
		<p>Q 地中障害物が埋設されていることが確認された場合の記載がございますが、事業費に含まれることは問題ない認識でよろしいでしょうか。</p>	

P7 5（3）応募条件	地中障害物	<p>Q エにおいて、地中埋設物調査処理費用について、土地の所有者に負担を求めることがありますか。金銭的負担を求めるという認識でよろしいでしょうか。また減歩も負担という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>Q 「地中障害物に関する調査や処理費等に要する費用は、事業検討パートナーや業務代行者、進出企業のいずれかが負担すること」と記載がございますが、事業費への多大な影響が予想されます。事業費算出にあたり、参考とすべく、第一整備地区の地中障害物の種類及び埋設量、処分を行った深さ等の基準、方法等についてご開示願います。</p> <p>Q 市施行区画で地中埋設物の対応は具体的にどのようにされたかご教示ください、また、地中埋設物の撤去範囲、方法につき、規定に基づかなければならない法律、条例、行政指導等がございましたらご教示ください。対象地で地中埋設物が発見された場合の想定をしておきたい主旨です。</p> <p>Q 地中障害物が埋設されていることが確認された場合の記載がございますが、この点はかなりリスクが大きいものと考えますが市のご支援で検討されている事はございますでしょうか。</p>	<p>A 地中障害物に関する調査や処理等に要する費用の負担につきましては、金銭的負担や減歩を含み、土地所有者に負担を求めることがあります。なお、必要な経費の財源を保留地処分金とすることもできます。</p> <p>A 別紙4（地中障害物等の調査結果）を御確認ください。その他の詳しい情報については情報公開請求の手続きが必要ですので、相模原市都市建設局まちづくり推進部麻溝台・新磯野地区整備事務所へお尋ねください。</p> <p>A 市施行の第一整備地区土地区画整理事業では、「地中障害物の取扱方針」を定めており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「土壤汚染対策法」、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（環境省）」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」などの関係法令に基づき行うものとされています。</p> <p>A 市からの補助等は見込んでいません。</p>
		<p>Q 事業提案書（任意様式）A3、横向き、左綴じ、簡易製本とありますが、枚数制限等あるでしょうか。また、プレゼンテーションにおいてプロジェクター等を用いて行うことは可能でしょうか。</p> <p>Q 事業提案書はA3用紙横向きで作成しますが、文字の大きさや提案書の枚数の制限はないでしょうか。</p>	<p>A 枚数制限はありませんが、プレゼンテーションの時間は30分程度を予定していますので、説明しきれる範囲としてください。プロジェクターを用いてプレゼンテーションを行うことは可能です。文字の大きさの制限はありません。</p>
P10 6（2）事業提案書の提出について	提案書	<p>Q 評価方法は研究会役員会にて行うとございますが、外部の有識者、市の職員は参加されないのでしょうか。</p>	<p>A まちづくり研究会役員会の役員8名に市の職員が2名加わり評価を実施する予定です。</p>
<p>Q ①「市街地整備事業等（土地区画整理事業）の実績」とは、施行中の事業も含まれるかご教示願います。</p>	<p>A 施行中の市街地整備事業等も含み評価いたしますが、施行中という旨の明記をお願いします。</p>		
P11 7（4）評価項目と評価点	実績	<p>Q 都市計画道路村富相武台線、相模原町田線、麻溝台新磯野中通り線の整備は、組合で実施することになりますでしょうか。組合で実施の場合、整備費用は、事業検討パートナー・業務代行者で負担するのか、市で負担するのか、ご教示ください。</p> <p>Q 現状、市側で事業に対する補助金のお考えがございましたらご教示ください。</p> <p>Q 現在充当が想定される補助金・助成金等ありましたらご教示ください。</p> <p>Q 保留地処分金以外の収入について、相模原市の考えをご教示願います。国庫補助金や助成金等の予定はございますか。</p>	<p>A 今回、御提案いただく土地区画整理事業の事業計画に含めてください。整備費用については、公共施設管理者負担金のほか、相模原市土地区画整理事業助成規則に基づく助成を想定しています。</p>
		<p>Q 本事業は第一整備地区土地区画整理事業や南部地区事業から独立した事業であり、他地区土地区画整理事業の負担金・賦課金を負うことではないということで宜しかったでしょうか。</p>	<p>A お見込みのとおり、他地区土地区画整理事業とは独立した事業です。</p>
	CAD図	<p>Q 事業範囲内のCAD図、ボーリング資料等ありましたらご教示ください。</p> <p>Q 土地利用計画の作成・検討にあたって本地区のCADデータをご提供することは可能でしょうか。</p>	<p>A 地形図のCAD図については相模原市都市建設局まちづくり推進部都市計画課へお尋ねください。ボーリング調査の資料は情報公開請求の手続きが必要ですので、相模原市都市建設局技術監理課へお尋ねください。</p>
P12 7（4）評価項目と評価点	スケジュール	<p>Q 第8回線引き見直し以前に地権者同意が取れていれば、都市計画協議に移行できるという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>A 第8回線引き見直し以前に土地区画整理組合の設立に向けた合意形成がされた場合は、第8回線引き見直しの告示後に都市計画協議に向けた調整が開始可能です。</p>

	市との連携	<p>Q ⑤事業推進の体制について、市と連携できる体制となっているか、とございますが覚書締結後の市との関係について想定されているものがあればご教示ください。</p>	<p>A 相模原市土地区画整理事業助成規則の申請対象は土地区画整理事業を「施行しようとする者」及び「土地区画整理組合を設立しようとする者」であり、事業認可申請までの準備段階における「準備中の者」及び「準備組織」となることから、結成届の提出が必要となる「土地区画整理準備委員会等」の結成がされ、助成規則に基づき助成の申請を行い、助成の決定がされた後、事業検討パートナーとして市と連携し、事業計画に関する具体的な検討のため、関係各課・機関との協議や諸手続きなどを行っていただくことを想定しています。</p>
P12 7(4)評価項目と評価点	土地利用意向調査	<p>Q 地権者の土地利用の意向調査等は実施されているでしょうか。実施されていましたら結果をご開示願います。</p> <p>Q 地権者の土地活用に係る意向(継続自己利用・賃貸活用、換地売却)を部分的にでも確認されればご教示ください。</p> <p>Q 現時点の本事業に対する地権者 315 人の合意形成状況についてご教示願います。</p>	<p>A 近年は土地利用意向調査等を行っておりません。過去、平成28年度に実施しており、まちづくり研究会だより第8号に結果を載せています。</p>
		<p>Q ⑦地権者の意向を実現するための取組について、地権者の土地活用が、土地利用の方針と整合が取れているかと記載されていますが、最新の土地利用意向調査・同意等の結果等あればご教示ください。</p>	<p>A ここでいう「土地利用の方針」とは、5ページの土地利用方針（案）及び土地利用方針図（案）における産業系土地利用を意図しております。</p>
		<p>Q 地権者所有地を借地して事業を営んでいる事業者が存在することが想定されますが、そのような方に対して事業に関する説明をされた経緯はございますでしょうか。説明等をされている場合、どのような内容を説明されているのかご教示ください。</p>	<p>A 借地により事業を営んでいる方を対象として説明を行った経過はありません。</p>
		<p>Q 第一整備地区にて、地区外移転を希望される地権者がいらっしゃった場合、市にて代替地の斡旋をされましたでしょうか。</p>	<p>A 市による代替地の斡旋はしていないと承知しております。</p>
		<p>Q ⑧の津久井産材の導入についてですが、津久井産の木材を計画施設にて利用するご認識ですか。その他、広域での捉え方がございましたらご教示ください。</p>	<p>A 建築材料のほか、ウッドデッキやベンチなどの工作物への導入も可能であると認識しています。</p>
P13 7(4)評価項目と評価点	規制	<p>Q 事業地区内に盛土を含む造成工事を行う場合、区画整理事業においても、相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の適用はうけるのでしょうか。</p>	<p>A 土地区画整理事業の事業区域内では、相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例は適用されません。</p>
		<p>Q 隣にございます、キャンプ座間があることによる航空法の制限、高さ規制等、開発に関する諸規制がございましたらご教示ください。</p>	<p>A 建築物の建築に当たっては、特に制限はないものと承知しています。</p>
	組合	<p>Q 本地区に配慮すべき、農地、水利組合等ありましたらご教示ください。</p>	<p>A 本地区にはございません。</p>